

6 文 庁 第 5 8 4 3 号
令 和 7 年 3 月 7 日

協同組合日本脚本家連盟

理事長 鎌 田 敏 夫 殿

文化庁長官

都 倉 俊 一

著作権等管理事業法第20条の規定に基づく業務改善命令（通知）

当庁より令和6年6月14日付けで依頼した著作権等管理事業法（平成12年11月29日法律第131号）第19条第1項に基づく報告徴収によれば、貴組合において、長期間にわたり使用料の分配が適切に行われていなかったこと、非委託者に係る翻訳使用料を利用者から収受し、返金をせず、規定が十分に整備されていないにも関わらず、一定期間経過後にこれを委託者に再配分していたこと、現状においても返金に向けた目途が立っていないことが認められた。

これらの事実は、同法第20条に規定されている「委託者又は利用者の利益を害する事実」に該当するものであり、同条の規定に基づき、次のとおり業務改善命令を行う。

1. 事実

（1）収受した使用料の未払いについて

- ・令和5年6月時点で、平成23年度から令和3年度に収受した使用料のうち、約6800万円、平成22年度以前に収受した使用料のうち少なくとも約1億6800万円について、権利者への支払いが行われていなかった。
- ・未払金については、令和5年6月の総代会において管理委託契約約款を改定し、取扱いを定めた上で、文化庁に届け出たが、それ以前は未払金の取扱いに関する規定は存在しなかったにもかかわらず、団体内に長期間留保されていた。

（2）非委託者分の翻訳使用料の収受等について

- ・1990年代半ば頃から、翻訳使用料支払い時に翻訳者名が記載されるようになったことから、委託者分と非委託者分の一部については区別ができるようになったものの、非委託者分について一般社団法人日本音声製作者連盟（以下「音声連」とい

う。)に返金せず、10年間留保後に委託者に再分配されるという運用が継続している。

- ・音声連から支払われた使用料のうち、平成13年度以降の非委託者分・権利者不明分の未払額は累計で約1800万円が確認された。
- ・未払金については、令和5年6月の総代会において管理委託契約約款を改定し、取扱いを定めた上で、文化庁に届け出たが、それ以前は未払金の取扱いに関する規定は存在しなかった。

2. 命令の内容

- (1) 現存の未払使用料を早期に解消し、本件について関係者に対して情報提供を行うこと。
 - ・使用料及び翻訳使用料の未払額の早期解消に取り組むとともに、これらの原因となる契約等の見直しに取り組むこと。
 - ・組合員・非組合員を含めた委託者に情報提供を行うこと。
- (2) 前記事実の再発防止に向けて未払使用料に係る管理の在り方を見直すこと。
 - ・使用料の収受に係るシステムと会計システムの情報が一致するよう、システムの改修に取り組むこと。
 - ・使用料の収受に関して、収受システム上の情報を変更した場合の記録を保管できるようにすること。
 - ・未払使用料について、独立した口座で管理すること。
- (3) 適切な分配業務がなされるようにするため、使用料の分配業務の体制を強化すること。
 - ・非委託者分の使用料や権利者不明の場合に権利者を探索するための人員配置の強化に取り組むこと。
- (4) 上記(1)～(3)を速やかに実施するための具体的な計画及び実現に向けた工程表を、令和7年4月30日(水)までに文化庁に提出すること。